

令和 8 年度

AI for Scienceによる科学研究革新プログラム  
AI for Science萌芽的挑戦研究創出事業  
Supporting Pioneering Research through AI for 1,000 Discovery challenges  
(SPReAD)

公 募 要 領  
( 第 1 回 )



文 部 科 学 省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和 8 年 4 月

## 目次

1.	事業の背景・目的	3
2.	事業の概要	4
3.	公募の内容	5
(1)	応募から交付までのスケジュール	5
(2)	公募の対象	6
(3)	補助上限額	6
(4)	研究期間	6
(5)	審査の方法等	6
(6)	審査結果の通知	10
(7)	本事業に関する調査・検証への協力	10
(8)	留意事項	10
4.	応募する方へ	11
(1)	応募の前に行うべきこと	11
(2)	重複制限の確認	12
(3)	応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等	13
(4)	研究データマネジメントについて	20
(5)	研究倫理教育の受講等について	21
(6)	研究者情報の researchmap への登録について	22
5.	機関等の方へ	23
(1)	本事業の趣旨、目的の共有	23
(2)	「機関等」として行うべきこと	23
(3)	応募書類の提出に当たって確認すべきこと	29
(4)	応募書類の提出等	31
(5)	採択後の交付申請手続等について	32
6.	研究費の適正な執行等に関する事項	33
(1)	不正使用及び不正受給への対応	33
(2)	他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	34
(3)	関係法令等に違反した場合の措置	34
(4)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について	35
7.	その他関連する留意事項等	37
(1)	不合理な重複・過度の集中に対する措置	37
(2)	国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	39
(3)	人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について	39
(4)	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」等に基づく産学官共創システムの構築について	39
(5)	論文謝辞等における体系的番号の記載について	40
(6)	公正で誠実な研究活動の実施について	40
(7)	ライフサイエンス分野のデータ公開について	41

(8)	動物実験基本指針における外部検証の受検について .....	41
(9)	ナショナルバイオリソースプロジェクトについて .....	42
(10)	多機関共同研究における治験・研究の一括審査について .....	42
(11)	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について .....	43
8.	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の利用等について .....	44
(1)	e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について .....	44
(2)	e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて .....	46
(3)	e-Rad からの内閣府への情報提供等について .....	46
9.	問い合わせ先等 .....	47

## 1. 事業の背景・目的

近年、AIの急速な進展と社会への浸透を背景として、AIを科学研究に組み込むことにより、研究の可能性を広げるとともに、その速度及び精度を飛躍的に高めるAI for Scienceが、科学研究の創造性及び効率性を大きく向上させ、研究の在り方そのものに急速かつ抜本的な変革をもたらしつつあります。AIは、データの収集・解析、仮説生成、モデル構築、実験の自動化・自律化等、研究プロセスのあらゆる段階に深く関与し得るものであり、あらゆる分野の研究活動を根底から変え得る基盤技術として、その重要性が高まっています。

このような中、国際的にもAI for Scienceへの注目と期待は急速に高まっており、欧州では2025年10月に『AI in Science 戦略<sup>1</sup>』、米国では同年11月に『Genesis Mission<sup>2</sup>』が示されるなど、計算資源、研究データ、人材、研究基盤等の研究リソースを戦略的に投入し、AI for Scienceを国家的に推進する動きが加速しています。我が国においても、2025年12月23日に閣議決定された『人工知能基本計画<sup>3</sup>』において、AI for Scienceが日本の勝ち筋の一つとして位置付けられ、ライフサイエンス・マテリアル分野等における基盤モデルの開発・利活用、実験の自動化を含む研究データの創出・利活用の効率化、情報基盤の強化、AIの基礎研究等を推進する方向性が明示されています。さらに、2026年3月27日に閣議決定された『第7期科学技術・イノベーション基本計画<sup>4</sup>』においても、AI for Scienceによる科学研究の革新や、あらゆる研究分野におけるAI for Scienceの波及・振興が重要な政策課題として位置付けられています。

こうした動向を踏まえ、文部科学省においては、2026年3月31日に策定した『AI for Scienceの推進に向けた基本的な戦略方針<sup>5</sup>』の下、我が国の強みを最大限に活用しつつ、勝ち筋となり得る分野の研究力を世界トップ水準へ引き上げること、あわせて、あらゆる分野へAI for Scienceを波及・振興させることを目指し、研究インフラ及び研究システムの抜本的改革を進めることとしています。今後、こうした取組をスピード感と危機感を持って推進することは、我が国の科学研究力の強化に向けた喫緊の課題です。

このため、本事業は、我が国のあらゆる分野の研究者等がAIを利活用して科学研究の高度化・加速化を図ることができるよう、計算資源の確保等の研究環境を整備するとともに、伴走支援を通じてAI利活用の裾野を広げ、萌芽的・探索的な研究を機動的に支援することにより、AI for Scienceの波及・振興を促進し、我が国独自の競争優位につながる新たな研究の種や芽を創出することを目的とします。あわせて、本事業を通じて創出された知見やユースケースをアカデミアをはじめとする研究現場へ広く展開し、AI for Scienceの実践知の蓄積と共有を促進することで、我が国全体の科学研究力の強化を図り、科学研究の新たな発展につなげることを目指します。

<sup>1</sup> [https://research-and-innovation.ec.europa.eu/strategy/strategy-research-and-innovation/our-digital-future/european-ai-science-strategy\\_en](https://research-and-innovation.ec.europa.eu/strategy/strategy-research-and-innovation/our-digital-future/european-ai-science-strategy_en)

<sup>2</sup> <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/11/launching-the-genesis-mission/>

<sup>3</sup> [https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_plan/ai\\_plan.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/ai_plan.html)

<sup>4</sup> <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index7.html>

<sup>5</sup> [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/077/aifors\\_strategy.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/077/aifors_strategy.html)

## 2. 事業の概要

本事業は、「AI for Science による科学研究革新プログラム」のうち、文部科学省が実施する AI for Science 萌芽的挑戦研究創出事業（SPReAD）<sup>6</sup>として実施するものです。

AI for Science を我が国の研究現場に波及・振興させていくためには、単に研究資金を措置するだけでなく、AI 導入に伴う多様な障壁を取り除き、研究者等が新たな発想に基づく挑戦的な研究に機動的に取り組める環境を整備することが重要です。このため、本事業では、①迅速な支援、②AI 導入に必要な伴走支援、③独創的研究の芽出し支援の3つを柱として、これらを一体的に実施することにより、研究者等による AI for Science に関する新たなアイデアへの挑戦を促し、その裾野の拡大と科学研究力の強化を図ります。

### ① 迅速な支援

AI 分野は技術革新の速度が極めて速く、研究に必要な技術、ツール、計算資源等が短期間で大きく変化します。このため、従来型の支援スキームでは、研究の着想から実装までの間に技術的優位性を失うおそれがあります。

本事業では、このような AI 分野の特性を踏まえ、機動的かつ挑戦的な審査・採択を実現することにより、研究に必要な計算資源、データ整備、ソフトウェア利用環境その他の研究基盤を確保するための資金を、迅速かつ適切に支援します。

### ② AI 導入に必要な伴走支援

AI を科学研究に導入するに当たっては、研究分野ごとに、利用可能なデータの形式や量、適切なモデルの選択、計算資源の確保、データ管理への対応など、多様な課題が生じます。また、研究者等の間には、AI に関する知識や経験、活用ノウハウに相当の差が存在しており、これが AI 導入の障壁となる場合があります。

このため、本事業では、研究者等が AI 導入に必要な知見を適時適切に得ながら研究を推進できるよう、伴走支援体制を構築・提供いたします。これにより、研究計画の具体化、計算資源の活用、データ整備等における AI 利活用上の留意点の把握を支援し、研究の高度化を促進するとともに、分野横断的な連携や実践知の共有につなげます。

具体的には下記支援を予定しております。

- ・ 研究者コミュニティの形成および、当該コミュニティに関連するイベントの企画・運営等
- ・ 研究実施に際して生じる課題に関する問い合わせ窓口の設置・案内

伴走支援の詳細につきましては文部科学省 HP ([https://www.mext.go.jp/aifors\\_spread/](https://www.mext.go.jp/aifors_spread/)) をご覧ください。

### ③ 独創的研究の芽出し支援

AI for Science の発展においては、必ずしも既存の延長線上にある研究のみが重要であるとは限らず、むしろ、現時点では小規模であっても、独創的かつ挑戦的な研究の試行の中から、将来的に大きな波及効果を有する新たな手法や研究領域が生まれる可能性があります。

一方で、AI 分野の技術動向は不確実性が高く、どの領域において新たな価値や発展可能性があるかを事前に見通すことは容易ではありません。このため、本事業では、研究者等による挑戦的かつ独創的な研究アイデアの創出と実証を積極的に支援し、萌芽的・探索的な研究が育つ環境を醸成することで、我が国における AI for Science の持続的な発展を支える豊かな基盤の形成を目指します。

<sup>6</sup> AI for Science 萌芽的挑戦研究創出事業（SPReAD）は、「AI for Science による科学研究革新プログラム チャレンジ型」として仮称していた事業です。事業名称は、令和8年4月3日に公表しました。

### 3. 公募の内容

本公募は、本事業において年2回実施を予定している公募のうち、**第1回公募**として実施するものです。第2回公募は6月上旬を予定しております。

#### (1) 応募から交付までのスケジュール

##### ① 応募書類提出期限までに行うべきこと

募集期間は、**2026年4月17日（金）から2026年5月18日（月）正午まで**とします。研究代表者は所属機関等と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究代表者が行う手続 (「 <a href="#">4. 応募する方へ</a> 」を参照)	機関等が行う手続 (「 <a href="#">5. 機関等の方へ</a> 」を参照)
2026年 4月17日（金）公募開始	<p>① 応募書類を作成 (機関等から付与されたe-RadのID・パスワードにより、e-Radポータルサイトにアクセスし作成)</p> <p>↓</p> <p>② 所属する機関等に応募書類を提出 (当該機関等が設定する提出期限までに提出)</p>	<p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>① e-Rad 運用担当からe-Radの研究機関用のID・パスワードを取得 (既に取得済の場合を除く) ※ ID・パスワードの発行に最大2週間程度必要。</p> <p>② e-Rad への研究者情報の登録等</p> <p>③ 研究代表者にID・パスワードを発行 (既に発行済みの場合を除く)</p> <p>④ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト (令和8年度版)」の提出<sup>7</sup></p> <p>⑤ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく令和8年度「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出<sup>8</sup></p> <p>⑥ 応募書類の提出 (送信)</p>
<b>5月18日（月）正午</b> <b>提出期限（厳守）</b>		

注1) 研究代表者が所属する機関等に応募書類を提出（「研究代表者が行う手続」②）した後、当該機関等は応募書類提出期限までに、文部科学省に応募書類を提出（「機関等が行う手続」⑥）しなければなりません。

つきましては、研究代表者は「[4. 応募する方へ](#)（3）[応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等](#)」等をよく確認するとともに、機関等が指定する応募手続等（機関内における応募書類の提出期限等）について、機関等の事務担当者に確認してください。

注2) 研究代表者が本事業に応募するに当たっては、事前に、e-Rad に研究者情報が登録されていなければなりません。e-Rad への登録は機関等が行うこととしていますので、応募を予定している者は、その登録状況について機関等の事務担当者に十分確認してください。

注3) 機関等は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出しなければなりません（「機関等が行う手続」④及び⑤）。提出がない場合には、当該機関等への交付決定を行いません。

<sup>7</sup> 取組状況に係るチェックリスト（令和7年度版）を提出済みの機関等については、所定の期日までに提出がない場合であっても応募を認めます。ただし、この場合には、取組状況に係るチェックリスト（令和8年度版）を**2026年9月30日までに**提出してください。

<sup>8</sup> 令和7年度「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出済みの機関等については、所定の期日までに提出がない場合であっても応募を認めます。ただし、この場合には、令和8年度版体制整備等自己評価チェックリストを**2026年12月1日までに**提出してください。

## ②応募書類提出後のスケジュール（予定）

以下には、現時点のスケジュールを掲載しておりますが、審査結果通知の時期も含め変更が生じる可能性があります。スケジュールに変更が生じた場合は文部科学省 HP または機関等を通じて周知します。

AI for Science萌芽的挑戦研究創出事業（SPReAD）	
令和8年5月下旬～6月中旬	審査
6月下旬	審査結果通知・交付内定/交付申請開始
7月上旬	採択課題公表
～7月中旬	交付決定
令和9年2月上旬	会計実績報告書・成果報告書の提出

※交付申請・交付決定の手続きは「次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金（AI for Scienceによる科学研究革新プログラムチャレンジ型）交付要綱（令和8年1月9日文部科学大臣決定）」に則って行います。

※審査結果通知・交付内定により「採択」の通知を受けた場合には、研究開始の準備及び必要な契約等を行うことができます。ただし、当該契約等に係る経費の支出は、交付決定後に行ってください。

### （2）公募の対象

人文学、社会科学から自然科学までのあらゆる分野の研究者等を対象として、本事業の趣旨に合致する研究課題のうち、**研究代表者個人で行う研究計画を募集**します。

なお、本事業は、AI 利活用に関心を有し、その導入により研究の高度化・加速化を目指す研究者層への波及も重視するものです。このため、初めてのAIの導入・適用・改善を通じて新たな研究展開を目指す萌芽的・探索的な提案等を積極的に対象とします。

### （3）補助上限額

1課題あたり500万円以下（直接経費として）

なお、上記の研究費（直接経費）に加え、原則として直接経費の30%に相当する間接経費を機関等に配分します。詳しくは、「[5. 機関等の方へ（2）「機関等」として行うべきこと④間接経費について](#)」をご参照ください。

### （4）研究期間

第1回公募：交付決定日から令和9年1月6日（水）まで

### （5）審査の方法等

#### ① 審査の全体像

近年、挑戦的・分野横断的な研究課題や不確実性の高い研究課題については、**従来型の審査手法のみではその価値や発展可能性を十分に見極めることが難しい場合があること、また、申請・審査の双方に係る負担を適切に軽減しつつ、研究の挑戦性を後押ししていくことの重要性が指摘**されています。こう

した点については、日本学術会議の提言<sup>9</sup>、基礎研究振興部会における議論<sup>10</sup>及び『第7期科学技術・イノベーション基本計画』<sup>11</sup>においても、研究評価の見直し、審査・資金配分手法の改善、先端的手法の活用等の方向性として示されているところです。

そこで、本事業においては、以下の考え方を踏まえ、**機動的かつ挑戦的な審査・採択手法を導入**することで、あらゆる分野における AI for Science の波及・振興を図ることとします。

- A) AI for Science の研究は分野横断的かつ探索性が高く、研究初期段階では将来的な発展可能性を一義的に見通すことが難しい中で、**多様な分野における AI for Science に関する将来の発展可能性を広く確保する必要があること**
- B) **AI 技術の進展が極めて速く、これに対応する研究課題について時機を逸することなく支援していく必要があること**
- C) 審査・採択に当たっては、**申請書作成や審査の負担を軽減しつつ、独創的かつ挑戦的な提案を迅速かつ適切に評価しうる審査・採択スキームを導入することが必要であること**

文部科学省としては、本事業を通じて、AI for Science に挑戦しようとする多様な研究者等の取組を後押しし、我が国の学術の発展及び研究力の向上に資することを目指しています。本事業は、**こうした機動的かつ挑戦的な審査・採択手法を試行的に導入する取組でもあり、その実施を通じて得られた知見については、今後の研究評価及び資金配分手法の改善や AI for Science 施策の検討に活用し、研究現場に資する形で還元していくことを約束いたします**（「[3. 公募の内容（7）本事業に関する調査・検証への協力](#)」参照）。

具体的には、本公募の審査は、以下の通り**二段階**により実施し、全体を通じて**非公開**で行います。

### 第一段階

第一段階では、**応募書類（研究計画調書等）**の内容を踏まえ、研究領域や想定されるユースケース等に応じて、各研究課題について適切な審査を行うために審査区分を決定します。なお、**AI を活用したインタビュー（以下「AI インタビュー」という。）**の内容を、審査区分を決定する際の参考情報として活用しますが、**AI インタビューの内容により採択又は不採択を決定するものではありません**。また、AI インタビューを通じて得られた情報は、個人情報その他の情報の適切な取扱いに留意しつつ、文部科学省における今後の AI for Science 施策の検討のためにも活用する予定です（詳しくは、次頁の「**②AI インタビューについて**」を参照してください）。

<sup>9</sup> 日本学術会議提言「研究の活性化へ向けた研究評価の具体的な改善方策」（2025年11月27日公表）提言6

<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf2/kohyo-26-t394-1.pdf>

日本学術会議若手アカデミー提言「2040年の科学・学術と社会を見据えていま取り組むべき10の課題」（2023年9月28日公表）

<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-k230926-4.pdf>

<sup>10</sup> 科学技術・学術審議会 基礎研究振興部会（第21回）資料1「基礎研究の振興について～評価の視点から～部会における主な意見の整理について」（令和8年3月4日）[https://www.mext.go.jp/content/20260227-mxt\\_kiso-000047518\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260227-mxt_kiso-000047518_1.pdf)

<sup>11</sup> 第2章5.研究施設・設備、研究資金等の改革(4)研究評価の見直し、研究資金制度の継続的改善等 より、「競争的研究費に関し、特に継続的に公募を行うものについて、新たな資金配分の方策を探り、都度ピアレビューを経るのではなくそれ以前の成果・実績等に連動して配分する仕組みや、申請書作成や審査の負担を軽減しつつ不確実性への投資が可能となる仕組みを検討し、スモールスタートでその効果の検証も踏まえながら展開を図る。また、研究力を先端的手法を取り入れつつ多様な視点で分析、評価する手法を検討する。」

## 第二段階

第二段階では、第一段階で決定した審査区分ごとに、ピアレビュー及び無作為抽出<sup>12</sup>を組み合わせ、採択候補を選定します。その際、採択水準に達しない研究課題は、ピアレビューにより不採択とします。

なお、ここでいうピアレビューとは、研究領域および AI 領域の専門家その他の外部有識者により構成される審査委員会の下で、各研究課題について複数（原則として 2～3 名）の審査委員が行う審査を指します。ピアレビューでは、主に以下の観点に基づき評価を行います。

- ・ AI 利活用の妥当性・実現可能性
- ・ 研究実績
- ・ 実施計画・資金活用の妥当性
- ・ 研究課題の優位性・新規性
- ・ AI 利活用のノウハウ抽出や共有の実現性
- ・ 成果の波及可能性

ピアレビューに際しては、応募者が、審査が非公開で行われることを前提に、未発表の研究結果や研究アイデア等を研究計画調書に記載していることを踏まえ、審査委員に対し、以下の通り、守秘義務の徹底を求めています。

- ・ 応募者の知的資産の保護及び審査の公正性を確保するため、研究計画調書の内容等、審査に当たって知り得た情報はいかなる形においても、上司、同僚や部下を含め、外部に漏らしてはならないこと。
- ・ 審査委員は審査で知り得た情報を自分の利益のために利用してはならないこと。
- ・ 審査資料の厳重な管理の徹底が求められること。

なお、ピアレビューにおいては、researchmap を必要に応じて参照する取扱いとしています（「[4.応募する方へ（6）研究者情報の researchmap への登録について](#)」参照）。

## 採択課題の決定

最終的な採否については、AI for Science が幅広い研究分野に波及し、その振興が図られるよう、研究分野のバランス等を考慮して審査委員会において総合的に判断します。なお、採択候補となった研究計画については、必要に応じて、研究計画の実施に要する経費の内訳及びその妥当性について確認を行う場合があります。

また、本事業では限られた予算の範囲内で、あらゆる分野における AI for Science の波及・振興を図る観点から、できる限り多くの研究計画を支援できるよう、採択率を重視して配分を行う予定です。このため、採択された研究計画については、申請額を下回る額で配分額を決定することがあります。

### ② AI インタビューについて

#### I. 実施の概要

AI インタビューは、株式会社 Quest Research が提供する AI インタビューシステムを用いて実施し、AI が提示する質問に対して応募者が音声により回答する方式で行います。回答はオンライン上で行うものとし、応募者は公募期間内において任意のタイミングで AI インタビューを受

<sup>12</sup> 対象となる研究課題について、機械的な方法により乱数を生成又は付番し、その値の昇順に従って、あらかじめ定めた件数に達するまで採択候補を選定する方法により行います。

けることができます。所要時間は、概ね 10～20 分程度を想定しています。なお、AI インタビューは英語でも実施可能です。

- AI インタビューの実施にあたり、外部事業者（株式会社 Quest Research）とは守秘義務契約を締結しています。AI インタビューで取得される回答データ、音声データ等は、本事業の必要な範囲に限定して利用し、外部事業者による AI モデルの学習等には利用しません。
- 当該データは、外部事業者のシステム上に恒久的に保存・残置されない設計としています。取得データは適切な安全管理措置の下で管理し、本業務終了後は削除又は匿名化等の適切な処理を行います。

## II. 申請方法等

AI インタビューの実施に当たっては、e-Rad 上に掲載されている AI インタビューの申込フォームから申請してください。当該フォームにおいて同意事項に同意のうえ送信すると、インタビュー用のリンクが配信されます。インタビューの実施に際しては、事前に氏名及びメールアドレスの登録が必要となりますのでご注意ください。なお、登録する際のメールアドレスは、必ず所属機関から発行されている研究代表者本人のメールアドレスをご使用ください。なお、研究計画調書に記載するメールアドレスは、AI インタビュー実施時に登録するメールアドレスと必ず一致させてください。一致しない場合、応募を受理しません。

実施の流れや留意事項の詳細については、別紙「AI インタビューの流れと注意事項」をあらかじめよく確認してください。なお、AI インタビューの実施は原則として 1 人 1 回のみとします。実施に際しては、申込フォームに記載の留意事項を事前によく確認してください。

## III. その他留意事項等

AI インタビューは、申請内容を補足的に把握するとともに、AI の利活用状況や利活用意欲等を整理することを目的として実施するものであり、その内容は、審査区分の決定にあたっての参考情報として活用しますが、それ自体が採否を直接決定するものではありません。

なお、AI インタビューの内容、質問事項その他これらに関連する情報については、SNS その他の媒体を含め、第三者に開示し、又は漏えいすることは固く禁止いたします。これに違反した場合には、その理由を問わず、不採択とすることがあります。

当該方式への参加に際し、配慮又は調整が必要な場合（例：発話・聴取に関する支援等）には、あらかじめ令和 8 年 5 月 12 日（火）までに事務局 (<https://forms.cloud.microsoft/r/Rqpcb8Cdez>) へご相談ください。申出内容を踏まえ、公平性に配慮しつつ必要な対応を検討します。なお、配慮又は調整の申出があったことをもって、審査上不利利益に取り扱うことはありません。

## (6) 審査結果の通知

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）により研究代表者及び機関等に通知します。
- ② 本事業においては、AI 分野の技術的潮流の変化が速いことを踏まえ、機動的な支援を実現する観点から、審査・採択に当たっては迅速性と適切性の両立を図ることを重視しております。このため、審査委員に対して、審査に係る個別の所見、コメント等を求めないこととしており、審査結果に係る所見、コメントその他個別の審査内容等は開示できないことを、あらかじめご了承ください。
- ③ 採択された研究課題については、その概要を文部科学省 HP 等に公開します。

## (7) 本事業に関する調査・検証への協力

本事業では、AI for Science の波及状況や成果等について把握するとともに、機動的かつ挑戦的な審査・採択スキーム等の導入による効果及び影響を把握し、今後の改善につなげるため、応募者及び採択者に対し、事前又は事後にアンケート調査その他必要な情報提供を依頼する場合があります。応募者及び採択者におかれては、本事業の趣旨を踏まえ、これらの調査への御協力をお願いします。

なお、調査により取得した情報については、個人情報その他の情報の適切な取扱いに留意しつつ、本事業の検証、制度改善及び今後の研究評価システム改革等の検討のために活用する場合があります。

また、これらの情報については、個人を特定できる形で公表することはありませんが、必要に応じて、個人を識別できないよう加工し、又は統計的に処理した上で、集計結果等を公表することがあります。

## (8) 留意事項

本事業は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」、「次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金（AI for Science による科学研究革新プログラムチャレンジ型）交付要綱（令和 8 年 1 月 9 日文部科学大臣決定）」等の適用を受けるものです。

応募に当たっては研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、補助事業としての研究期間は「[3. 公募の内容](#)（[4](#)）研究期間」の定めにより取り扱いますので、補助事業期間外に生じる経費に対して補助金を使用することはできません。

また、応募書類に記載した内容が虚偽であった場合や、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当補助金の交付をしないことや、交付を取り消すことがあります。

## 4. 応募する方へ

### (1) 応募の前に行うべきこと

応募の前に行うべきことは、

- ① 応募資格の確認
- ② 研究者情報登録の確認 (e-Rad)

の2点です。

#### ① 応募資格の確認

本公募への応募は、応募資格を有する者が研究代表者として行うものとします。応募資格を有する者は、下記Ⅰ及びⅡの要件をいずれも満たす者とします。

なお、複数の機関等において応募資格を有する場合であっても、同時に複数の機関等から応募することはできず、応募は研究代表者一人につき一課題に限り、いずれか一の機関等を通じて行うものとします。重複制限の取扱い（「[4. 応募する方へ（2）重複制限の確認](#)」参照）を十分に確認してください。

- I. 応募時点において、所属する機関等<sup>13</sup>により、次のア及びイの要件を満たす研究者等であると認められ、かつ、研究インテグリティの確保に係る誓約状況をはじめとして、e-Rad に必要な研究者情報が登録されている者であること。

<要件>

- (ア) 日本国内に所在する機関等に所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わず、機関等に在籍する学生を含む。）であること。
- (イ) 当該機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）。

（参考）機関等が満たさなければならない要件は以下の通り（[5. 機関等の方へ（2）「機関等」として行うべきこと①「機関等」としての要件について](#)参照）。

- ・ 当補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該機関の活動として行わせること
- ・ 当補助金が交付された場合に、機関として当補助金の管理を行うこと

- II. その他競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為等を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと。

<留意事項>

研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）の適用を受けます。不正使用、不正受給又は不正行為を行った場合の取扱いについては、「[6. 研究費の適正な執行等に関する事項](#)」等に定めるところによるため、あらかじめ十分確認してください。

<sup>13</sup> 「機関等」とは、「次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金（AI for Scienceによる科学研究革新プログラムチャレンジ型）交付要綱（令和8年1月9日文科科学大臣決定）」第3条に規定される国内の機関をいう。具体的には以下の通り。

- 一 大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）
- 二 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- 三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- 四 その他法律に規定されている法人

## ② 研究者情報登録の確認 (e-Rad)

本事業に応募しようとする研究代表者は、所属する機関等から文部科学省への応募書類の提出(送信)時に応募資格を有する者であって、かつ e-Rad に研究者情報が登録されていなければなりません。

そのため、まず、e-Rad への登録内容の確認を行う必要があります。e-Rad への登録は、所属する機関等が手続を行うため、研究代表者は、所属する機関等が行う機関内での登録期限や現在の登録状況の確認方法等の手続について確認してください(既に登録されている者であっても登録内容(「所属」、「職」等)に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。)

※学生の応募における e-Rad 上の取扱いについて

学生による応募に当たっては、学生本人が e-Rad における研究者番号を有している場合は、当該研究者番号を用いて応募することができます。

一方で、学生本人が e-Rad における研究者番号を有していない場合や、所属機関の運用上、学生本人の研究者番号を用いた応募が難しい場合には、所属機関の了解の下で、指導教員等の研究者番号を用いて応募を行うことができます。その際、当該指導教員等については、研究インテグリティの確保に係る誓約状況を含む e-Rad 上の必要な研究者情報が、あらかじめ適切に登録されていることを確認してください。

なお、指導教員等の研究者番号を用いて応募を行う場合であっても、研究計画調書その他の応募書類には、研究代表者として学生本人の氏名及び情報<sup>14</sup>を記載してください。

また、当該応募は、本公募における応募資格及び重複制限の適用上、学生本人による応募として取り扱います。

※研究インテグリティの確保に係る e-Rad 上の研究者情報の登録について

**e-Rad において、研究代表者が、所属機関に対する研究インテグリティの確保に係る誓約状況を登録していない場合には、本公募への応募は受け付けません。**応募に先立ち、当該情報が適切に登録されていることを必ず確認してください。

### (2) 重複制限の確認

本事業に応募しようとする研究代表者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究課題について、以下の重複制限のルールを十分確認してください。

#### ① 基本的な考え方

本事業では、限られた財源の下で、幅広い分野における AI for Science の波及・振興を図るとともに、適正かつ効率的な審査を行う観点から、研究代表者による重複応募について必要な制限を設けています。

なお、その他の競争的研究費制度との間には、本年 5 月公募開始予定の AI for Science 革新的研究推進事業 (ARiSE)<sup>15</sup>を除き、原則として重複制限を設けません。ただし、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(令和 3 年 12 月 17 日改正))に示される不合理な重複又は過度の集中に該当する場合には、審査に

<sup>14</sup> e-Rad 上の「個別項目」についても指導教員等ではなく、学生本人の情報を入力してください。ただし、指導教員等の実際のエフォートへの影響を最小限にするため、e-Rad 上のエフォート率は便宜上「1%」としてください。

<sup>15</sup> AI for Science 革新的研究推進事業 (ARiSE) は「AI for Science による科学研究革新プログラム プロジェクト型」として仮称していた事業です。事業名称は、令和 8 年 4 月 3 日に公表しました。

において考慮されることがあり、その程度に応じて、研究課題の不採択、採択取消し等の措置を行うことがあります。

このため、応募に当たっては、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、所属機関・役職に関する情報その他必要な情報を、e-Rad に適切に登録するとともに、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属する機関等に適切に報告している旨の誓約を e-Rad 上で登録していることが必要です。誓約が登録されていない場合は応募できません。

不合理な重複及び過度の集中の考え方、e-Rad に登録すべき情報、誓約の内容及びこれらに対する措置の詳細については、「[7. その他関連する留意事項等（1）不合理な重複・過度の集中に対する措置](#)」を確認してください。

## ② 重複応募の制限

- I. 研究代表者として応募できるのは、一人の研究者等につき 1 研究課題です。したがって、同一の公募回において、複数の研究課題に研究代表者として応募することはできません。
- II. 複数の機関等において応募資格を有する場合であっても、応募は研究者等に着目して取り扱うものとし、研究代表者としての応募は、いずれか一の機関等を通じた一研究課題に限ります。
- III. 本事業の第 1 回公募において研究代表者として採択された者は、第 2 回公募に研究代表者として応募することはできません。
- IV. 本事業の第 1 回公募に応募し、不採択となった者は、第 2 回公募に再度応募することができます。

## ③ その他の留意事項

重複制限上応募可能な場合であっても、多数の研究計画に参画することにより、研究代表者としての責任が果たせなくならないよう、十分留意してください。

### （3）応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

本事業は、あらゆる分野の研究者による AI の利活用を通じて、科学研究の高度化・加速化を図る萌芽的・探索的な研究を機動的に支援するものです。したがって、応募に当たっては、AI の導入又は開発により、研究プロセス又は研究成果の創出可能性が実質的に高まる内容であることが必要です。

**研究計画調書の内容は、応募者独自のものでなければならず、他者の研究内容の盗用を行ってはなりません。応募者は、研究者倫理を遵守して研究計画調書を作成してください。**

## ① 研究計画調書の作成

応募に必要な書類は、研究計画調書その他文部科学省が指定する書類です（「[4. 応募する方へ（3）応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等③応募方法](#)」を参照。）」。

研究計画調書は、文部科学省が別に定める様式 1 により作成するものとし、研究代表者は、必要事項を記載の上、所属する機関等が指定する期日までに当該機関等に提出してください。なお、**研究計画調書は、PDF 化その他の形式変換を行わず、Excel ファイルのまま提出してください。**また、研究計画調書の作成に当たっては、様式 1 に記載された「はじめにご確認ください」記入にあたっての留意事項を十分確認してください。

## ② 研究計画調書に特に記載すべき事項・e-Radに登録すべき事項

### I. 研究目的・研究方法

研究計画調書には、AIの導入又は開発により、研究プロセス又は研究成果の創出可能性がどのように高まるのかを記載してください。

研究課題の内容及びその目的については、何のためにどのような研究を行うのかを具体的に記載してください。対象とする現象・課題、解決しようとする問題、得ようとする知見等を明確に示してください。

研究方法については、研究プロセスを工程ごとに整理し、各工程においてAIをどのように適用又は開発するのかを具体的に記載してください。併せて、使用するデータの種類、その出所及び取得方法、並びに利用に当たっての留意事項についても明確に記載してください。

本事業の対象となる研究計画の詳細については、「[\(3\) 応募書類\(研究計画調書\)の作成・応募方法等](#) [\(4\) 研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと I. 公募の対象となる研究計画であること](#)。」を確認してください。

### II. AI利活用の妥当性・実現可能性に関する記載事項

当該研究課題においてAIを利活用する必要性及び妥当性について記載してください。従来手法では対応が困難である点や、AIを利活用することで実現可能となる事項を具体的に示し、当該研究におけるAI利活用の意義が明確となるようにしてください。

### III. 研究実施期間内に達成しようとする事項

本事業は、萌芽的・探索的な研究を機動的に支援するものであることから、180日程度の研究実施期間内に何を達成しようとするのかを明確に記載してください。論文投稿、社会実装、事業化等の完了を当然に求めるものではありませんが、本事業によって研究がどのように前進し、どのような知見、方法論、ユースケース又は次段階への展望が得られるのかについて、中間(3か月後)及び最終(6か月後)における到達目標に区分しつつ、研究がどのように前進するのかを具体的に示してください。なお、AI for Scienceに係る挑戦的な取組の初期段階として、PoC(概念実証)、試作、予備的検証等を通じ、AIの導入又は開発が研究課題の解決や新たな知見の創出につながる可能性を示すことも成果として認めます。

### IV. AI利活用のノウハウ抽出・共有の実現計画に関する事項

本事業では、AI for Scienceの知見を共有するコミュニティ形成を行うこととしていることから、本研究を通じて得られるAI利活用の知見について、どのように整理・抽出し、共有・展開するかを具体的に記載してください。各工程における利活用方法や課題を体系的に整理し、他分野への展開可能性も意識して記載してください。

### V. 研究業績等に関する事項

応募者のこれまでの研究実績や関連分野での経験を踏まえ、当該研究課題に関連する主要な業績について、学術論文、学会発表又は著書のいずれかから合計5件以内で、項目ごとに改行の上、箇条書きで記載してください。記載に当たっては、研究計画調書の記載要領に従い、必要事項を明記してください。

## VI. AI インタビューの実施完了確認について

研究代表者は、AI インタビューの実施完了後に送付される完了メールのスクリーンショットを、研究計画調書の 5 枚目に貼付してください。その際、スクリーンショット内に研究代表者本人のメールアドレスが表示されていることを必ず確認してください。なお、AI インタビュー実施の完了が確認できない応募は、受理しません。

## VII. 計算資源の確保に関する計画

研究活動に必要な計算資源を新たに確保する場合には、その調達方法、利用開始時期、利用期間、想定規模、その他必要な事項を研究計画調書上の研究方法や研究経費等の欄に記載してください。

なお、文部科学省では、AI for Science 等の推進に伴う共用計算資源利用の促進に向けた新たな取組として、全国の大学・研究機関が保有する計算資源の共通プラットフォームである「革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）」において、**本事業の採択課題が、迅速かつ効率的に HPCI 計算資源にアクセスするための随時募集・有償利用枠である「特定研究有償課題」※を設けることとしています。**詳細は HPCI ポータルサイトの募集ページ（[課題申請（現在受付中の課題募集） | HPCI](#)）にて随時更新します。

※ HPCI 利用に係る別途の課題審査を行わず、最低限の資格審査等のみにより、1 週間以内で利用を開始可能（HPCI 利用に係る利用報告書や成果公開義務も免除）とする予定。2026 年 6 月頃より募集開始予定<sup>16</sup>。

（参考）HPCI 計画推進委員会（第 68 回）【資料 3-1】P10

[https://www.mext.go.jp/content/20260305-mxt-jyohoka01-000047988\\_031.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260305-mxt-jyohoka01-000047988_031.pdf)

## VIII. 他の研究費等の応募・受入状況

研究代表者は、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、実施期間、予算額、エフォートその他必要な事項を、e-Rad により申告してください<sup>17</sup>。他の研究費等との併用は妨げませんが、同一の経費を重複して計上することはできません。

## IX. 研究インテグリティの確保に係る状況

研究代表者は、e-Rad において、e-Rad 外の研究費の状況、現在の全ての所属機関・役職及び所属機関に対する研究インテグリティの確保に係る誓約状況その他研究活動の透明性の確保に必要な情報を登録してください。

なお、**本公募においては、研究代表者が e-Rad 上で所属機関に対する研究インテグリティの確保に係る誓約状況を登録していない場合は、応募を受け付けません。**

登録された情報は、応募内容の確認、研究活動の透明性の確保その他本事業の適正な審査及び管理に必要な範囲で利用します。

<sup>16</sup> HPCI「特定研究有償課題」等をはじめとする共用計算資源の利用を想定する研究計画については経費の内訳を申請時点で見込み得る範囲で記載してください。採択後、当該共用計算資源の利用可能な計算資源量や利用料、その他の事情が具体化した場合には、研究計画の趣旨に沿う範囲で、計算資源に係る支出用途、確保方法又は経費の内訳を費目間流用の許される範囲で必要に応じて調整することを妨げません。

<sup>17</sup> 学生が指導教員等の研究者番号を用いて応募する場合においても、e-Rad 上の「個別項目」については指導教員等の情報ではなく、学生本人の情報を入力してください。ただし、指導教員等の実際のエフォートへの影響を最小限にするため、e-Rad 上のエフォート率は便宜上「1%」としてください。

## X. 研究計画の変更等に関する留意事項

研究の進展により、当初想定していた研究目標が補助事業期間中に早期に達成された場合であっても、当該研究課題の目的の範囲内において、更なる分析、検証又は応用展開等に取り組み、研究の深化又は高度化に資するよう、適切に研究費を使用してください。

なお、研究計画の変更を行う場合には、補助金交付要綱に従い、必要に応じて、あらかじめ機関等を通じて経費配分（事業内容）変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合その他の軽微な変更については、この限りではありません。

## ③ 応募方法

- I. 研究代表者は、研究計画調書その他次項以降に定める必要書類を作成し、所属する機関等が指定する期日までに、e-Rad 其他所属機関が定める方法により、当該機関等に提出してください。なお、研究計画調書は、PDF 化その他の形式変換を行わず、Excel ファイルのまま提出してください。
- II. 応募に当たっては、別紙様式 0 に掲げる全てのチェック事項を研究代表者が確認した上で、『申請様式チェックリスト』を作成し、PDF 化の上、e-Rad を通じて提出してください。機関等は、研究代表者による確認結果を踏まえ、応募書類の最終確認を行ってください。
- III. 応募に当たっては、別紙様式 2 に掲げる事項に同意の上、研究代表者本人が署名した『審査手法や応募に係る情報の取扱い等に関する同意確認書』を PDF 化し、e-Rad を通じて提出してください。当該書類の提出が確認できない応募は受理しません。
- IV. （本事項は、学生が研究代表者として応募を行う場合に限る。）  
学生が応募を行う場合は、上記に定める応募書類に加え、別紙様式 3 及び別紙様式 4 に掲げる事項を学生本人及び指導教員等の双方が確認の上、それぞれ署名した『学生応募の同意確認書』及び『指導教員等の同意確認書』を PDF 化し、e-Rad を通じて提出してください。なお、『学生応募の同意確認書』には学生本人が、『指導教員等の同意確認書』には指導教員等が、それぞれ所定の事項を確認の上、署名してください。これらの書類の提出が確認できない学生の応募は受理しません。
- V. 機関等は、研究代表者から提出された応募書類を取りまとめの上、e-Rad を通じて、本公募要領において別に定める提出期限までに提出してください。研究代表者が文部科学省に直接提出することはできません。
- VI. 応募書類の提出後は、文部科学省が別に認める場合を除き、提出期限後に修正又は差替えを行うことはできません。提出に当たっては、入力漏れ、誤記、文字化けその他の不備がないかを十分確認してください。

#### ④ 研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと

作成に当たっては、次の点について、内容に問題がないか確認してください。

##### I. 公募の対象となる研究計画であること。

本公募の対象となる研究計画は、研究者等が主体となって実施するものであり、AIの導入、適用又は開発を通じて、研究課題の解決又は新たな知見の創出を目指すものとします。

特に、AIの利活用により、従来の手法では達成が困難であった課題の解決、処理能力の向上、分析の高度化等の具体的な改善又は価値創出が見込まれる研究計画を対象とします。

###### <公募の対象となる研究計画>

###### A) AIの開発等を伴う研究計画

例：学習用データセットの構築、既存モデルの適応、AIモデル開発、既存モデル評価等

###### B) AIの利活用を伴う研究計画

例：実験自動化・自律化、シミュレーション・デジタルツイン、発見・設計支援、高度データ解析・モデリング等

なお、上記A) B)は、本公募の対象となる研究計画の考え方を示すための例示であり、これらに限定されるものではありません。本事業の趣旨に合致するものであれば、研究分野、研究手法又はAIの活用形態を問わず、幅広い提案を対象<sup>18</sup>とします。**研究者等の皆様からの柔軟かつ独創的な発想に基づく提案を期待します。**

次の研究計画は公募の対象としていません。

###### <公募の対象とならない研究計画>

###### A) 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画

###### B) 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

###### C) 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）

###### D) 業として行う受託研究

###### E) 研究経費の額が **10万円未満**の研究計画

##### II. 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究協力者とともに研究組織を構成することができます。複数の者で研究組織を構成する場合には、多様性にも配慮しつつ、研究目的の達成に向けて適切な体制としてください。

なお、研究協力者は、必ずしも e-Rad に登録されている必要はありません。

###### 1) 研究代表者（応募者）

(ア) 研究代表者は、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中における研究代表者自らの意思に基づく応募資格の喪失などによ

<sup>18</sup> 例えば、AIの導入又は利活用が科学研究に及ぼす影響に関する研究計画（いわゆるメタサイエンスに関する研究）についても、本事業の趣旨に合致する場合には対象となり得ます。

り、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

(注1) 研究代表者の交代について：

研究代表者は、研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。一方で、出産、育児、介護その他やむを得ない事情により、研究代表者が研究の継続が困難となった場合には、機関等からの申請に基づき、研究代表者の交代を認めることがあります。この場合、機関等は所定の「研究代表者変更承認申請書」を提出するものとします。

- (イ) 研究代表者は、e-Rad に研究者情報が登録されているほか、その他競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為等を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

## 2) 研究協力者

(ア) 研究協力者は、研究代表者以外の者で、分担金の配分を受けずに研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

(イ) 研究協力者は、必ずしも e-Rad に研究者情報が登録されている必要はありません。

例えば、以下のような者も研究協力者として参画することができます。

ポストドクター、大学院生、リサーチアシスタント (RA)、海外の研究機関に所属する研究者 (海外の共同研究者)、その他技術者や知財専門家等の研究支援を行う者 等

## III. 経費について次の要件を満たしていること。

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては研究計画調書の「参考) 府省共通経費取扱区分表」を参照してください。

### 1) 対象となる経費 (直接経費)

**研究計画の遂行に必要な経費 (研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。)**

なお、費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

※ 研究計画において、「設備備品費」、「旅費」又は「謝金」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合及びその他 (消耗品費、その他) の費目で特に大きな割合を占める経費がある研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

※ 本事業では、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」(令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえて、直接経費からAI for Scienceの波及・振興に資する次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

### 2) 対象とならない経費

(ア) 人件費

(イ) 建物等の施設に関する経費 (直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。)

(ウ) 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

(エ) 研究代表者の謝金

(オ) 上記のほか、間接経費<sup>(注)</sup>を使用することが適切な経費

(注) 研究計画の実施に伴う機関等の管理等に必要経費であり、機関等が使用するものです。本事業では間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

#### IV. 応募書類の体裁等に不備がないこと。

##### 1) 文字化け等がないこと

研究計画調書の提出（送信）前に、文字化けなど内容が不鮮明となっていないかについて、研究代表者の責任において必ず確認してください。なお、色を付した図や文字が使用された研究計画調書はそのまま審査に付されます。

##### 2) 所定の様式と同一規格であること

応募書類は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。特に、研究計画調書については、各欄で指定されている文字数の範囲内であるかも確認してください。

##### 3) 応募情報の入力漏れ、誤入力がないこと

応募締切後に応募書類の修正を行うことはできませんので、応募情報の入力漏れ、誤入力がないか（特に予算額の桁数に誤りがないか、研究課題名に誤字脱字やスペルの誤りがないか等）念入りに確認してください。

#### V. 応募の要件及び手続きを遵守すること。

以下のいずれかに該当する場合には、応募を不受理とし、審査の対象としません。機動的な審査・採択を実現するため、不備による差戻しも行いませんので十分ご留意ください。

##### 1) 提出方法及び提出内容に関する不備

- ・ 指定された方法によらず提出された場合
- ・ 必須の手続（AI インタビューの実施を含む）が完了していない場合
- ・ 必要書類の提出がなされていない場合
- ・ 必要書類において、必須項目の入力がなされていない場合
- ・ 必要書類において、既定の記入文字数を満たしていない場合
- ・ 所定の誓約事項又は確認事項への同意がなされていない場合
- ・ AI インタビューで登録したメールアドレスと研究計画調書に記入したメールアドレスが異なる場合

##### 2) 応募要件を満たさない場合

- ・ 応募資格を満たさない研究代表者又は機関等による申請である場合

以下の場合には、審査の対象とせず不採択とすることがあります。

- ・ 研究計画調書等の内容が著しく不十分であり、審査に必要な情報が確認できない場合や研究の実施意思や計画の具体性が著しく欠如している場合

#### ⑤ 応募情報の取扱い等

研究計画調書に含まれる個人情報及び申告情報並びにAIインタビューの内容等の応募に係る情報（以下「応募情報」という。）は、本事業の審査、交付手続、進捗管理、評価、不合理な重複及び過度の集中の確認、制度の改善に係る調査分析その他本事業の適正な実施のために利用する（審査・採択等の手続を外部の民間企業に委託する場合において、当該業務の遂行に必要な範囲で個人情報を提供すること、並びに当該企業から委託外注を受けた事業者に対して必要な範囲で提供される場合を含む。）ことがあります。また、これらの応募情報については、e-Rad その他関係機関において、必要な範囲で共有又は利用することがあります（e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果

的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、e-Rad 経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等について御協力を求めることがあります。)。さらに、応募情報については、個人を識別できないよう加工し、又は統計的に処理した上で、適切な安全管理措置を講じた環境下において、今後の AI 等を活用した審査手法の導入に向けた検証、分析その他制度改善のために利用（独立行政法人日本学術振興会（JSPS）、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）等の資金配分機関や検証、分析その他制度改善を委託する外部の民間企業等へ提供することを含む）することがあります。

応募書類又は e-Rad に事実と異なる記載をした場合には、研究課題の不採択、採択取消し又は交付額の減額等の措置を講ずることがあります。

なお、採択された研究課題に関する情報（研究課題名、研究代表者氏名、所属機関名、交付予定額、研究期間等）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取り扱います。

これらの情報の取扱い（利用・提供・公開）について、十分御理解の上、研究者等及び機関等は応募手続を行ってください。

#### （４）研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

文部科学省では、2026 年 3 月 31 日に策定した『AI for Science の推進に向けた基本的な戦略方針』において、「AI for Science の推進における AI 利活用に係る研究データの取扱いに関する考え方」を整理・公表しました。本戦略方針では、本事業での研究活動における研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業に採択された研究代表者は、「AI for Science の推進における AI 利活用に係る研究データの取扱いに関する考え方」及び機関等における研究データポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載した「研究データマネジメントプラン及びチェックリスト」を作成し、**採択決定後の交付申請手続の際に**、機関等を通じて文部科学省へ提出していただきます。なお、研究データのうち、「研究データマネジメントプラン及びチェックリスト」等で定めた管理対象データについては、当該様式で定めたメタデータ<sup>19</sup>を付与していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

研究代表者は、本事業への交付申請をもって、本プランに基づき研究データを適切に管理及び利用することに同意したものとみなし、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、研究データの取扱いにあたっては、オープン・アンド・クローズ戦略の下で、FAIR 原則<sup>20</sup>に基づき、研究データを管理・利活用しやすい形式で研究データを保存・管理してください。その際、我が国の研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォームで

<sup>19</sup> 公開するデータ自体がどのようなデータであるかを示す情報のこと。データの作成日時や作成者、データ形式、タイトルなど。データを一元的、かつ効率的に管理するためなどに用いられる。

<sup>20</sup> Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の略

ある「研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）」<sup>21</sup>や先行事例(ARIM等)の活用、分析データ共通フォーマット(MaiML: Measurement Analysis Instrument Markup Language)の適用等を推奨します。

なお、提出いただいた「研究データマネジメントプラン及びチェックリスト」は、今後の研究者支援の改善や、本方針の見直しを含む研究データの保存・管理及び公開にかかる取組の検討・促進に資すること等を目的に、文部科学省での分析に活用いたします。また、分析で得られた統計データ等は必要に応じて公開や関係機関等へ共有をすることがあります。ただし、個々の研究活動や研究者個人が特定される情報は一切公開・共有いたしません。

#### （参考）メタデータの付与について

当該様式で定めたメタデータとは、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）により定められた共通的なメタデータ項目に加え、文部科学省が、本事業の目的、対象等を踏まえて検討し追加で設定したメタデータ項目を指します。

メタデータは研究データ基盤システムにて登録することが可能であり、登録された（研究データのうち公開設定がなされた）メタデータは同システムの検索基盤（CiNii Research）<sup>22</sup>から検索することが出来るようになります。

なお、メタデータが検索可能となるような相互運用性のあるその他のプラットフォーム（代表的な機関リポジトリ<sup>23</sup>であるJAIRO Cloud<sup>24</sup>以外の機関リポジトリ、GRANTS Data<sup>25</sup>、JaLC<sup>26</sup>を経由してDOIを取得しているデータベース、CiNii Researchと連携している分野別データベース等）にメタデータを登録することも可能です。

詳しくは、各所属機関のメタデータ登録に係る担当者にご相談ください。

#### （5）研究倫理教育の受講等について

本事業により行われる研究活動に参画する研究代表者については、**採択決定後の交付申請時まで**に、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、その内容を理解していることが必要です。

採択された場合には、所属する機関等が行う交付申請手続において、当該研究代表者が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、その内容を理解したことについて確認が行われます。

<sup>21</sup> 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」にて「我が国における研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォーム」として位置づけられたシステム。研究データを管理するための管理基盤（GakuNin RDM）、研究データを公開するための公開基盤（JAIRO Cloud）、メタデータを検索するための検索基盤（CiNii Research）から構成される。

<sup>22</sup> 誰でも利用できる論文、図書・雑誌や博士論文などの学術情報で検索できるデータベース・サービス。NIIが開発・運用している。

<sup>23</sup> 大学等の研究機関による所属研究者向けのサービスで、教育・研究成果としての知的生産物を電子的形態で収集・保存・公開するために設置する電子アーカイブシステム。

<sup>24</sup> オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）と、国立情報学研究所（NII）との共同運営による、クラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス（JPCOAR 会員向けサービス）。コミュニティサイトやユーザ窓口等の運用はJPCOAR、開発はNIIが担っている。

<sup>25</sup> 公的資金から生まれた研究データをインターネット上で無料公開するリポジトリ。国際標準の識別番号（Digital Object Identifier, DOI）や著作物のデファクトスタンダードであるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの付与を必須にするなど、研究データの幅広い公開・利活用を目指し、科学技術振興機構（JST）が運営している。

<sup>26</sup> 日本国内の機関・団体が発行する論文や提供・管理する研究データ等の学術コンテンツに、国際標準の識別番号（Digital Object Identifier, DOI）を付与する権限を持つDOI登録機関。科学技術振興機構（JST）、物質・材料研究機構（NIMS）、国立情報学研究所（NII）、国立国会図書館（NDL）が共同で運営している。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の機関等で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する機関等に研究倫理教育の受講等について十分に確認をしてください。

#### (6) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は、JST が運営する日本の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

## 5. 機関等の方へ

### (1) 本事業の趣旨、目的の共有

本事業は、「AI for Science による科学研究革新プログラム」のうち、文部科学省が実施する AI for Science 萌芽的挑戦研究創出事業 (SPReAD) として実施するものです。

AI for Science を我が国の研究現場に波及・振興させていくためには、単に研究資金を措置するだけでなく、AI 導入に伴う多様な障壁を取り除き、研究者等が新たな発想に基づく挑戦的な研究に機動的に取り組める環境を整備することが重要です。

このため、本事業では、①迅速な支援、②AI 導入に必要な伴走支援、③独創的研究の芽出し支援を一体的に実施することにより、我が国における AI for Science へのチャレンジを加速し、その裾野の拡大と科学研究力の強化を図ることとしています。

機関等においては、本事業の趣旨及び目的を十分に理解し、機関内で共有するとともに、応募、交付申請、補助金の執行管理、実績報告、成果報告その他必要な事務が適切に行われるよう、必要な体制の整備及び周知を行ってください。

### (2) 「機関等」として行うべきこと

#### ① 「機関等」としての要件について

研究者等が、本公募に応募するためには、「機関等」に所属していることが必要です。ここでいう「機関等」とは、「次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金 (AI for Science による科学研究革新プログラムチャレンジ型) 交付要綱 (令和 8 年 1 月 9 日文部科学大臣決定)」第 3 条に規定される国内の機関をいいます。具体的には以下の通りです。

- 一 大学及び高等専門学校 (学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する大学及び高等専門学校をいう。)
- 二 大学共同利用機関法人 (国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)
- 三 独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。)
- 四 その他法律に規定されている法人

また、所属する研究者等が本事業による研究活動を行うためには、機関等は、次の要件を満たさなければなりませんので留意してください。

#### <要件>

- ① 当補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該機関等の活動として行わせること
- ② 当補助金が交付された場合に、機関として当補助金の管理を行うこと

#### ② 所属する研究者等の応募資格の確認

本事業に応募しようとする研究者等は、「[4. 応募する方へ \(1\) 応募の前に行うべきこと①応募資格の確認](#)」に定める要件を全て満たし、応募資格を有することが必要ですので、機関等において十分に確認をする必要があります。また、当該項目に記載の応募資格についての留意事項についても併せて確認してください。

### ③ 研究者情報の登録及びID・パスワードの確認 (e-Rad)

研究者等が研究代表者として本公募に応募するには、e-Rad に研究者情報が登録されている必要があります。研究者情報の登録（更新）及び、研究者に対するID・パスワードの付与は、所属機関等の担当者が e-Rad を利用して行ってください（具体的な手続の方法については、e-Rad の研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を確認してください。）。

URL : [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

e-Rad による研究者情報の登録については、登録期間（期限）を設けていませんので、随時可能となっています。ただし、応募書類提出期限より後に研究計画調書の提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）できるよう、早めに研究者情報の登録（更新）を完了するようにしてください。

本手続については、応募に当たって機関等での取りまとめに支障を来さないよう、機関等が行う重要手続の一つとして位置付け、諸手続（機関等内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

### ④ 間接経費について

本事業においては、原則として、直接経費の30%に相当する額を間接経費として機関等に配分します。間接経費の配分を受ける機関等においては、間接経費の使用に当たり、機関等の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者等への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた機関等は、毎年度の間接経費の使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告してください（複数の競争的研究費を獲得した機関等においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください。）。

### ⑤ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

公的研究費の配分を受ける（予定を含む）各機関等は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」<sup>27</sup>（令和3年2月1日改正文部科学大臣決定）（以下「公的研究費ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要があり、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」により報告・提出しなければなりません。

このため、各機関等は、文部科学省ホームページ「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく令和8年度「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について（通

<sup>27</sup> 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。機関等においては、標記ガイドラインに基づいて、機関等の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

知)」(URL:[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm))の内容を確認の上、e-Radから令和8年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、**本公募の提出期限(令和8年5月18日(月)正午)までに文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付競争的研究費調整室へe-Radを利用して提出(アップロード)してください。**

令和7年度版のチェックリストを提出済みの機関等は、上記にかかわらず応募が認められますが、この場合は、令和8年度版チェックリストを令和8年12月1日までに提出してください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。一方で、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関(研究費の配分を受けない協力機関等)については、チェックリストの提出は不要です。

なお、**「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出がない場合には、当該機関等からの応募を受け付けません。**

#### ⑥ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

各機関等は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」<sup>28</sup>(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)(以下「研究不正行為ガイドライン」という。)の内容について遵守する必要があり、「研究不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出<sup>29</sup>しなければなりません。

このため、各機関等は、文部科学省ホームページ「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(令和8年度版)の提出について(依頼)」(URL:[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00011.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00011.html))の内容を確認の上、e-Radから令和8年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、**本公募の提出期限(令和8年5月18日(月)正午)までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付研究公正推進室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。**

令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している機関等は、上記にかかわらず応募は認められますが、この場合は、令和8年度版研究不正行為チェックリストを令和8年9月30日までに提出してください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている期間中は継続して行う必要があります。一方で、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

なお、**「研究不正行為チェックリスト」の提出がない場合には、当該機関等からの応募を受け付けません。**

<sup>28</sup> 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

URL:[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

<sup>29</sup> 「研究不正行為チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とはe-Radを使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、注意してください。

## ⑦ 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業に採択された研究代表者については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

そのため、各機関等におかれては、採択決定後の交付申請手続きの中で、機関等の長の責任において、本事業の研究課題に参画する研究代表者全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

各機関等におかれては、「研究不正行為ガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施していただくとともに、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について周知してください。

## ⑧ 研究成果報告書の提出について

研究成果報告書は、研究者等が所属する機関等が取りまとめて提出することとしています。研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、以下のとおり取り扱うことがありますので、機関等の長の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者等については、当補助金の交付等を行いません。また、当該研究者等が交付を受けていた当補助金の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者等が所属していた機関等の名称等の情報を公表する場合があります。

## ⑨ 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く機関内の研究者等の皆様に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解のないように周知をお願いします。

## ⑩ 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者等が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者等及び機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

## ⑪ 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

### ○ 安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、機関等が本事業において各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、機関等による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制<sup>30</sup>が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型<sup>31</sup>に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります<sup>32</sup>。このため、交付決定時まで、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取消する場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

<sup>30</sup> 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

<sup>31</sup> 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

<sup>32</sup> 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/guidance5.pdf>
- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_tutatu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf)

## ⑫ 研究環境の整備及び研究設備・機器の共用促進について

本事業では、研究実施期間が 180 日程度と限られていることから、機関等においては、採択後速やかに研究を開始できるよう、必要な研究環境の整備に努めてください。

特に、計算資源の確保については、研究室又は機関内で保有する既存の計算資源の活用に加え、共用計算資源、民間クラウドサービス、GPU 搭載機器等の調達・利用を含め、あらかじめ準備・検討を進めておくことが望まれます。

複数課題の採択が見込まれる場合には、研究期間、調達期間及び事務負担を踏まえ、一括契約その他の効率的な確保手法を検討してください。ただし、調達に当たっては、政府調達その他関係法令上必要となる手続に留意してください。なお、各研究課題におけるクラウド利用、バウチャー利用その他適切な方法による計算資源の確保を妨げるものではありません。

また、「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」を踏まえ、本事業により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合には、申請前に、機関等として当該設備・機器を購入する必要性があるか、既存設備・機器や共用設備・機器の活用によって対応可能でないか、当該設備・機器を公共財として適切に管理できるかについて、十分に確認を行ってください。

例えば、取得金額が 1,000 万円以上の汎用性を有する研究設備・機器を購入する場合は、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用や、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用すること、複数の研究費の合算による購入・共用<sup>33</sup>することが可能かどうかなどの確認を行ってください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク<sup>34</sup>」、各大学等において「先端研究基盤共用促進事業<sup>35</sup>」や「先端研究基盤刷新事業(EPOCH)<sup>36</sup>」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(R4.3 策定)

[https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\\_kibanken01-000021605\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf)

<sup>33</sup> 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]  
[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)

<sup>34</sup> <https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

<sup>35</sup> <https://www.jst.go.jp/shincho/program/index.html>

<sup>36</sup> <https://www.jst.go.jp/program/epoch/about.html>

【参考：概要版 YouTube】 [https://youtu.be/x29hH7\\_uNQo](https://youtu.be/x29hH7_uNQo)

### ⑬ 計算資源提供者・AI 提供者<sup>37</sup>等との契約に係る留意事項

本事業において研究データ等を外部の AI システム・サービス等で取り扱う場合には、各機関の責任において、関係法令及びガイドライン等を遵守するとともに、当該契約内容等を十分に確認の上、適切に管理してください。

なお、その際には、「AI for Science の推進に向けた基本的な戦略方針」における「AI for Science の推進における AI 利活用に係る研究データの取扱いに関する考え方」も踏まえ、以下の事項について確認の上、適切に取り扱うよう留意してください。

- 研究データの管理について、責任者及び責任範囲（事故・漏えい時の対応を含む）が契約上明確であること。
- 研究データへのアクセスは必要最小限に制限され、安全な通信手段が確保されていること。
- データの保存先・処理場所等が明確であり、適用法令や国外に保存又は処理される場合の条件等が確認されていること。
- 研究データの目的外利用が行われないことが担保されていること。
- AI の利用にあたり、データの非学習設定や分離、出力制御等の適切な措置が講じられていること。

また、文部科学省では、2026 年 3 月 31 日に策定した『AI for Science の推進に向けた基本的な戦略方針』において、「AI for Science の推進における AI 利活用に係る研究データの取扱いに関する考え方」を整理・公表しており、本事業における研究活動に係る研究データの保存・管理及び公開に関する基本的な考え方を示しています。機関等においては、当該戦略方針も踏まえ、**交付申請手続の際に**、別途定める「機関等向けの AI 利活用に係る研究データの取扱いに関するチェックリスト」を作成の上、文部科学省へ提出してください。

### ⑭ 伴走支援等への協力及び研究支援体制について

本事業では、研究者等が AI 導入に必要な知見を得ながら研究を推進できるよう、伴走支援を実施します。特に、本事業は、AI for Science に初めて取り組む研究者等による応募も対象としていることから、研究計画の円滑な実施に当たっては、研究分野と AI に関する知見の橋渡し、進行管理、関係者間の連絡調整、情報共有等を支える体制が重要となります。

「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」等においては、URA 等の研究開発マネジメント人材の重要性が示されています。機関等においては、採択された研究代表者が、情報共有、コミュニティ形成、調査分析、好事例の横展開その他本事業に付随する伴走支援に円滑に参画できるよう、必要に応じて、URA 等の研究開発マネジメント人材、研究支援人材又は事務部門による支援及び協力を行ってください。

#### (3) 応募書類の提出に当たって確認すべきこと

応募書類については、それぞれの機関等において、研究代表者が作成した内容及び提出形式を十分確認した上で、文部科学省へ提出することとしています。まず、研究代表者が「様式 0\_\_申請様式チェックリスト」に掲げる全ての事項を確認の上、所定の事項を記載していることを確認してください。機関

<sup>37</sup> AI 提供者とは、AI システムをアプリケーション、製品、既存のシステム、ビジネスプロセス等に組み込んだサービスとして AI 利用者（AI Business User）、場合によっては業務外利用者に提供する事業者を指す。

等は当該チェックリストの記載内容を踏まえ、応募書類一式について最終確認を行った上で提出してください。その際、特に次の点に注意してください。

### ① 応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める要件（「[4. 応募する方へ（1）応募の前に行うべきこと①応募資格の確認](#)」参照）を満たす者であるとともに、e-Rad に研究者情報が登録されているか確認してください。

なお、その際、その他競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に競争的研究費等の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

### ② 研究者情報の登録状況の確認（e-Rad）

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属機関等の担当者が e-Rad を利用し、手続を行うこととしています。既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要がありますので、十分確認してください。

#### ※学生の応募における e-Rad 上の取扱いについて

学生が応募する場合には、まず、当該学生本人が e-Rad における研究者番号を有しているかを確認してください。学生本人が e-Rad における研究者番号を有している場合には、当該研究者番号を用いて応募を行うことができます。

一方、機関等の運用上、学生本人に対する e-Rad 研究者番号の付与を行っていない場合には、機関等の了解を得た上で、学生が指導教員等の研究者番号を用いて応募を行うことを認めております。その際、当該指導教員等については、研究インテグリティの確保に係る誓約状況を含む e-Rad 上の必要な研究者情報が、あらかじめ適切に登録されていることを確認してください。

なお、指導教員等の研究者番号を用いて応募を行う場合であっても、研究計画調書その他の応募書類には、研究代表者として学生本人の氏名及び情報が記載されていることを確認してください。

また、当該応募は、本公募における応募資格及び重複制限の適用上、学生本人による応募として取り扱います。

#### ※研究インテグリティの確保に係る e-Rad 上の研究者情報の登録について

**e-Rad において、研究代表者が、所属機関に対する研究インテグリティの確保に係る誓約状況を登録していない場合には、本公募への応募は受け付けません。**応募に先立ち、当該情報が適切に登録されていることを必ず確認してください。

### ③ 研究計画調書の確認

各研究代表者が作成した研究計画調書に記載された内容が、この公募要領に定める「[3. 公募の内容](#)」を踏まえた内容となっており、「様式 0\_ 申請様式チェックリスト」における確認内容とも整合していることを確認してください。

特に、研究代表者による AI インタビューの実施が完了していることを確認してください。また、研究計画調書に記載されたメールアドレスが、所属機関から発行されている研究代表者本人のメールアドレス

レスであり、かつ AI インタビュー実施時に登録したメールアドレスと一致していることを確認してください。

また、経費については、対象とならない経費が計上されていないかよくご確認ください。（「[4. 応募する方へ](#)（3）[応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等](#)（4）[研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと](#) III. [経費について次の要件を満たしていること](#)。2）[対象とならない経費](#)」参照）

#### ④ 応募書類及び提出形式の確認

応募書類が、指定された様式、形式及びファイル名に従って作成されていることを「様式 0\_\_申請様式チェックリスト」とも照らしてよくご確認ください。特に、研究計画調書は Excel ファイルのまま提出するものとし、PDF 化その他の形式変換を行っていないことを確認してください。（「[4. 応募する方へ](#)（3）[応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等](#)（4）[研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと](#) IV.[応募書類の体裁等に不備がないこと](#)。」も併せて参照してください。）

#### （4）応募書類の提出等

- ① e-Rad の ID・パスワードにより e-Rad ポータルサイトにアクセスし、研究代表者が作成した応募書類一式を確認の上、それらが適切に作成され、必要な形式で提出されていることを確認してください。

なお、応募書類の提出（送信）にあたり、必要な書類は以下の通りです。

（ア）様式 0\_\_申請様式チェックリスト（PDF ファイル）

（イ）様式 1\_\_研究計画調書（Excel ファイル）

（ウ）様式 2\_\_審査手法や応募に係る情報の取扱い等に関する同意確認書（PDF ファイル）

（エ）【学生が研究代表者として応募を行う場合】

様式 3\_\_学生応募の同意確認書（PDF ファイル）

様式 4\_\_指導教員等の同意確認書（PDF ファイル）

**※研究計画調書については、PDF 化その他の形式変換が行われておらず、Excel ファイルのまま提出されていることを確認してください。**

※研究計画調書以外の様式については、PDF 形式に変換されていることを確認してください。

※各ファイルのファイル名が指定どおりとなっていることをよく確認してください。

- ② 内容等に不備のない全ての研究計画調書その他の応募書類について承認・提出（送信）処理を行ってください。提出（送信）期限までに応募状況が「受付中」となったもののみ、文部科学省に提出されたこととなります。
- ③ 文部科学省に応募書類を提出（送信）後、提出（送信）期限より前であれば、応募書類を引き戻し、必要に応じて訂正、再提出を行うことができます。ただし、提出（送信）期限当日は引き戻しを行わないようにしてください。アクセスが集中して期限までに再提出が完了できない場合があります。
- ④ 機関等により承認・提出（送信）処理が行われた応募書類については、提出（送信）期限より後に修正等を行うことはできません。

**【研究計画調書の提出（送信）期限】**

**令和8年5月18日（月）正午（厳守）**

※いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出（送信）された課題は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

- ⑤ e-Rad で使用するID・パスワードは個人を確認するものであることから、その取扱い、管理についても十分留意の上、応募の手続を行ってください。

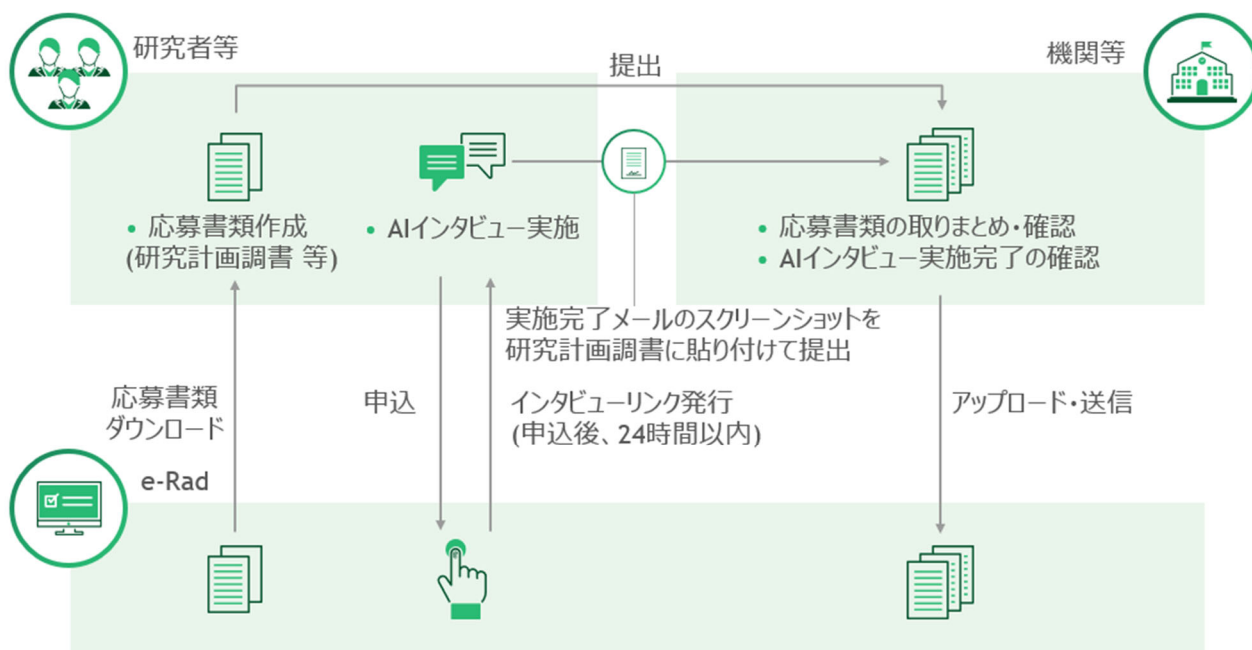


図 本公募における応募手続きの流れ

(5) 採択後の交付申請手続等について

採択された研究課題に係る交付申請その他必要な手続については、採択通知と併せて、機関等宛てに電子メール等により別途連絡します。採択された機関等においては、当該連絡に従い、所定の期日までに必要な手続を行ってください。

なお、本事業は令和7年度補正予算により実施されることを踏まえ、各機関等においては、円滑な交付申請手続及び事業実施に必要な体制の整備に努めてください。会計実績報告書及び研究成果報告書の提出期限は、令和9年2月上旬とする予定です。

## 6. 研究費の適正な執行等に関する事項

本事業の実施に当たっては、公的研究費の適正な管理・執行及び研究活動の公正性の確保が求められます。

このため、本章では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）<sup>38</sup>及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」<sup>39</sup>（平成26年8月26日）その他関係法令等に基づき、本事業において留意すべき事項を示します。

また、機関等においてこれらに基づく適切な体制が整備されていることは、本事業による研究費の配分を受けるための前提となります。

### （1）不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、以下のとおり厳格に対応します。

#### ○ 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

##### （i）交付決定の取消し等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

##### （ii）申請及び参加<sup>※1</sup>資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup>に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※1）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

（※2）「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 <sup>※3</sup> （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から <sup>※4</sup> ）
1. 不正使用を行った研	（1）個人の利益を得るための私的流用	10年

<sup>38</sup> 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。（再掲）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

<sup>39</sup> 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。（再掲）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

研究者及びそれに共謀した研究者	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(※4) 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

### (iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

### (2) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度<sup>※1</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

(※1) 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

### (3) 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(4) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 交付決定の取消し等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加<sup>※1</sup>資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※1) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもので同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定		当該分野の研究の進展へ	2～3年	

不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	の影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関において適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

## 7. その他関連する留意事項等

本事業は競争的研究費制度<sup>40</sup>に該当します。このため、本章では、競争的研究費制度に共通して留意すべき事項のうち、本事業に関連する事項を示します。

なお、政府において、競争的研究費<sup>41</sup>に関する制度改善及びその運用について、他の競争的研究費事業にも共通する方針等が新たに示された場合には、本事業の公募及び運用に当たって当該方針を適用することがあります。その際は、必要に応じて別途お知らせします。

### (1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

本事業への応募に当たっては、「[4.応募する方へ\(2\)重複制限の確認](#)」に記載のとおり、不合理な重複及び過度の集中の排除の観点から、e-Radにおける必要情報の登録及び誓約が必要です。以下、その考え方、確認方法及び措置の詳細を示します。

#### ○ 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの<sup>※1</sup>。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行います。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

(※1) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

#### ○ 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者等に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間<sup>※2</sup>に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

<sup>40</sup> 競争的な研究環境を形成し、研究者が多様で独創的な研究に継続的、発展的に取り組む上で基幹的な研究資金制度。詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

<sup>41</sup> 大学、研究開発法人、民間企業等において、府省等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの。従来、競争的資金として整理されてきたものを含む。

- ・ その他これらに準ずる場合

(※2) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

## ○ 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

- (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究代表者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）をe-Radに記載いただきます。応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。

ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

- (ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援<sup>※3</sup>を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約状況はe-Radの登録情報を確認することとし、誓約が行われていない場合は応募ができませんので、ご注意ください。なお、誓約に反して適切に報告していないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関

する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

(※3) 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

#### ○ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

#### (2) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」(令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡)において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

#### (3) 人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」や「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」(令和 5 年 2 月 8 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) を踏まえ、本事業においても AI for Science の波及・振興を目的として、将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・ 理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・ 研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。

また、生物学的性（セックス）や社会的・文化的性（ジェンダー）等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

#### (4) 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」等に基づく産学官共創システムの構築について

持続的な産学官連携共創システムの構築・運営を促進する観点から、「産学官連携による共同研究強

化のためのガイドライン」(平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議事務局)<sup>42</sup>や「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」(令和2年6月30日文部科学省及び経済産業省)<sup>43</sup>がとりまとめられています。大学等は、これらを踏まえた産学官連携マネジメント改革(特に大学の「知」の価値付け、間接経費率の適正化や戦略的産学連携経費の導入等を含む必要となる経費の適切な分担、知的財産権の積極的活用を前提とした契約、兼業・クロスアポイントメント制度の活用)に取り組んでください<sup>44</sup>。

また、「大学知財ガバナンスガイドライン」(令和5年3月29日内閣府、文部科学省及び経済産業省)<sup>45</sup>においては、大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合に必要と考えられる、大学における知財マネジメント及び知財ガバナンスに関する考え方が示されていますので、参考としてください。

#### (5) 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業より得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「MEXT Supporting Pioneering Research through AI for 1,000 Discovery challenges Program Japan Grant Number 15 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の15桁の体系的番号は、JPMXP17(7桁)と e-Rad 課題番号(8桁)を並べたものです。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

##### 【英文】

This work was supported by MEXT Supporting Pioneering Research through AI for 1,000 Discovery challenges Program (SPReAD) Japan Grant Number JPMXP1712345678.

##### 【和文】

本研究は、AI for Science 萌芽的挑戦研究創出事業 (SPReAD) JPMXP1712345678 の助成を受けたものです。

#### (6) 公正で誠実な研究活動の実施について

本事業による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

<sup>42</sup> 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」は、以下のウェブサイト参照

[https://warp.ndl.go.jp/web/20250108031225/www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/taiwa/1380912.htm](https://warp.ndl.go.jp/web/20250108031225/www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/taiwa/1380912.htm)

<sup>43</sup> 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」は、以下の文部科学省ウェブサイト参照

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/mext\\_00778.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.html)

<sup>44</sup> 「ガイドラインを理解するためのFAQ」(令和4年3月18日 経済産業省・文部科学省)において、ガイドラインや【追補版】の一層の活用に資するため、実務者にとって実効性が高い具体的な手法や解釈が整理されています。また、「産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック」(令和5年3月29日 文部科学省・経済産業省)において、大学等の「知」の価値を評価・算出する方法を実務的な水準まで整理したものが取りまとめられていますので、適宜、参考としてください(以下の文部科学省ウェブサイト参照)。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/mext\\_00778.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.html)

<sup>45</sup> 「大学知財ガバナンスガイドライン」は、以下の内閣府ウェブサイト参照

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/daigaku\\_gov/governance\\_guideline.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/daigaku_gov/governance_guideline.html)

なお、本事業による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです。

〈記載例〉

【英文】Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, MEXT.

【和文】本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

#### (7) ライフサイエンス分野のデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて（中間とりまとめ）」（令和6年7月31日）では、ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、本事業により新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収録されるデータについては、ライフサイエンス研究における共用・利活用を促進するため、以下の統合的なツールへの登録・公開に御協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/">https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/</a>
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
3	塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.dbcls.jp/">https://humandbs.dbcls.jp/</a>

#### (8) 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示71号。以下「基本指針」という。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3Rの原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する機関等の一部施設において外部検証を受

検している場合は、機関全体として受検するようお願いします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/06060904.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm)

#### （9）ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本事業で開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託※いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、NBRP での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

URL : <https://nbrp.jp/resource/>

#### （10）多機関共同研究における治験・研究の一括審査について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究、又は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が適用される研究等（以下、「治験・研究」という。）の倫理審査等について、原則として、機関共同研究を実施する場合には一括審査を行ってください。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、この限りではありません。

本事業において、多機関共同研究における治験・研究を行う場合、その実施の適否について、一括審査を行うことが必要です。また、一括審査の記録については、治験・研究のルールに準じて一定期間の適切な管理を行ってください。状況把握のために、必要に応じて、機関等に照会を行うことがあります。

（参考）規制改革実施計画（令和 6 年度）

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01\\_program.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf)

P. 51-52 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

#### 【該当部分】

b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、a の目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究

#### (11) 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS)」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和8年4月時点で、28件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより御覧いただけます。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

## 8. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用等について

本事業では、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、応募に必要な情報の登録及び提出その他所定の手続を行います。

このため、本章では、e-Rad を利用した手続、e-Rad 上の情報の取扱い及びこれらに関して留意すべき事項を示します。

なお、e-Rad を利用するに当たっては、事前の研究者情報及び機関情報の登録等が必要となるため、公募期間等を踏まえ、余裕をもって必要な準備を行ってください。

### （1）e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

#### ○ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

#### ○ e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

#### （i）e-Rad 使用にあたる事前登録 (<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までに機関等及び所属研究者（研究代表者）の事前登録が必要となります。

##### ① 研究機関の登録申請

機関等で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### ② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

(ii) e-Rad での応募申請

・機関等による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) 研究機関事務代表者用マニュアルを参照してください。

応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中」、「申請中」となると、応募手続きは完了です。

・研究者による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、本事業の問い合わせフォーム（「[9. 問い合わせ先等](#)」を参照。）へ連絡してください。なお、文部科学省が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。応募締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に本事業の問い合わせフォームに問い合わせてください。申請様式について、研究計画調書は必ず Excel 形式、それ以外の応募書類は PDF 形式で提出してください。また、各ファイルのファイル名が指定どおりとなっていることを事前に確認してください。
- ② 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

○ その他

(i) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問合せは、本事業の問い合わせフォームにて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。AI for Science 萌芽的挑戦研究創出事業 (SPReAD) のウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	文部科学省研究振興局研究振興戦略官(人工知能活用担当) 付	下記、文部科学省 HP に掲載されている問い合わせフォームからお願いします。
---	-------------------------------	--

e-Rad の操作方法に関する 問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末 年始を除く。
------------------------	--------------	--

○AI for Science 萌芽的挑戦研究創出事業 (SPReAD) ウェブサイト :

[https://www.mext.go.jp/aifors\\_spread/](https://www.mext.go.jp/aifors_spread/)

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(ii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(2) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。なお、応募情報の取扱い等については、「[4. 応募する方へ（3）応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等](#) [⑤応募情報の取扱い等](#)」をよくご確認ください。

(3) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」では、内閣府エビデンスシステム (e-CSTI) の活用や機能拡張等も実施しながら、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

## 9. 問い合わせ先等

本事業の公募に関する問合せは、機関等を通じて下記宛てに行ってください。なお、応募書類（研究計画調書）の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

文部科学省 AI for Science 萌芽的挑戦研究創出事業（SPReAD）ウェブサイト：

[https://www.mext.go.jp/aifors\\_spread/](https://www.mext.go.jp/aifors_spread/)

### 1) 本事業及び公募の内容に関すること：

- ・ 本事業及び公募要領全般

問い合わせフォーム：

[https://forms.cloud.microsoft/pages/responsepage.aspx?id=Cy\\_7LSFNaEKVWXKSYUTJGNIUB3zurnJOqNMFpkqSnB5UQVIQVvk8xT1VVQzBLQURLRURHR0JLSUJRVC4u&route=shorturl](https://forms.cloud.microsoft/pages/responsepage.aspx?id=Cy_7LSFNaEKVWXKSYUTJGNIUB3zurnJOqNMFpkqSnB5UQVIQVvk8xT1VVQzBLQURLRURHR0JLSUJRVC4u&route=shorturl)

### 2) 計算資源の内容に関すること：

- ・ 計算資源の見積等について

計算資源の見積もりや利用条件等に関する詳細については、各計算資源提供者に直接お問い合わせください。

- ・ HPCI「特定研究有償課題」について

HPCI「特定研究有償課題」の申請手続、利用条件その他制度の内容に関する詳細については、HPCI ヘルプデスクにお問い合わせください。

WEB フォーム（HPCI）：[https://www.hpci-office.jp/user\\_support/helpdesk](https://www.hpci-office.jp/user_support/helpdesk)

メール：helpdesk[-at-]hpci-office.jp（[-at-]を@に置き換えてください）

電話：078-940-5795（平日 9:00～12:00／13:00～17:30）

### 3) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用に関すること：

- ・ e-Rad ヘルプデスク

電話 0570-057-060（ナビダイヤル）受付時間 9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※ 上記ナビダイヤルが利用できない場合 電話：03-6631-0622

## <留意事項>

### ① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト（URL：<https://www.e-rad.go.jp>）から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

### ② e-Rad の利用可能時間帯

システムの利用可能時間帯：（月～日）0：00～24：00（24時間 365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトであらかじめお知らせします。

- 4) 「ナショナルバイオリソースプロジェクト」に関すること：  
ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)事務局  
(大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所内設置)  
電話 055-981-6809
  
- 5) 「researchmap」に関すること：  
国立研究開発法人科学技術振興機構  
情報基盤事業部サービス支援センター (researchmap 担当)  
Web 問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>
  
- 6) 「安全保障貿易管理」に関すること：  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課  
電話 03-3501-2800
  
- 7) 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に関すること：  
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命科学研究係  
電話：03-6734-4366



**SPReAID**

**1CCO**